立 木 売 買 契 約 書（案）

1　立木のある団地名　伊達原団地

2　立木団地の所在地　十日町市中条

字じやばみ　丁2155番

字伊達原　丁2165番、丁2166番、丁2167番

丁2168番、丁2203番1

3　立木の種類及び数量　スギ　1,361本、　1,587.407㎥

4　売買代金の額　金　円

（うち消費税額等　円・消費税率　％）

5　契約保証金　金　円

6　契約金額の納入方法

甲が発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納入するものとする。

7　売買代金の納入期限及び納入額

第1回目　契約締結の日から30日以内　金　円

第2回目　令和　年　月　日　金　円

第3回目　令和　年　月　日　金　円

上記立木の売買に関し、売主新潟県（登録番号T9800020003570）を甲とし、買主　を乙として、上記条件のほか別記契約条項によって、契約を締結し、この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する）。

令和　年　月　日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

売　主(甲)　新潟県

代表者　新潟県知事　花角　英世

買　主(乙)

別記

契　　約　　条　　項

（契約保証金）

第１条　乙は、この契約の締結と同時に契約保証金を甲に納入しなければならない。

２　前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（所有権の移転）

第２条　甲は、乙が売買代金を完納したときは、当該完納の日から起算して７日以内に売買立木（以下「物件」という。）を乙に引き渡すものとし、乙は、引渡しを受けた日から起算して３日以内に甲が指定する買受立木受領書を甲に提出するものとする。

２　売買代金の納付が２回以上の分割となっているときは、甲は、代金の納入分に相当する物件を、代金納入の日から起算して７日以内に乙に引き渡すものとし、乙は、引渡しを受けた日から起算して３日以内に甲が指定する買受立木受領書を甲に提出するものとする。

３　前２項の引渡しにより、物件の所有権が甲から乙に移転するものとする。

４　物件には根株を含まないものとする。

（着手届）

第３条　乙は、前条の買受立木受領書を甲に提出した後、物件の伐採及び搬出に着手したときは、速やかに着手届を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の着手届を受理したときは、乙の立会いの上、速やかに物件の伐採方法及び搬出方法について検査を行うものとする。この検査において、伐採地及び物件搬出に使用する土地が著しく損傷されると甲が認めるときは、乙は、甲の指示により物件の伐採方法及び搬出方法を改善しなければならない。

（物件の搬出及び跡地検査）

第４条　乙は、令和 13 年 12 月 26 日までに物件の搬出を終了しなければならない。

２　乙は、物件の伐採及び搬出を終了したときは、遅滞なく搬出完了届を甲に提出しなければならない。

３　甲は、前項の搬出完了届を受理したときは、乙の立会いの上、速やかに跡地の検査を行うものとする。この検査において、不適切な処置のまま搬出が終了したと甲が認めるときは、乙は、甲の指示により伐採地及び物件搬出に使用した土地の整理又は復旧をしなければならない。

（搬出期限の延長等）

第５条　乙は、前条第１項の期限内に物件の搬出を終了することができないと予想されるときは、当該期限の 14 日前までに、甲に対して書面によりその理由を付して期限の延長の承認を受けなければならない。

２　乙は、前項の場合において、遅延損害金として延長日数１日につき売買代金の 1,000 分の１に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合、計算した金額が 1,000 円未満であるときは支払を要せず、その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。ただし、乙の責めに帰することのできない事由により搬出の期限を延長するときは、この限りでない。

（施設の設置又は作業道の開設）

第６条　乙は、物件の伐採及び搬出のため、当該団地内に必要な施設を設置するとき又は作業道を開設するときは、事前に甲の承認を得るものとする。ただし、新潟県森林作業道作設指針に準じて開設する作業道については、この限りではない。

２　乙は、第４条第２項に規定する搬出完了届の提出前に、前項の規定により設置した施設又は作業道を、撤去し、又は原状に復旧するものとする。ただし、甲が存置を認めた施設又は作業道については、この限りでない。

（権利の譲渡又は義務の継承）

第７条　乙は、第三者に対し、この契約によって生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（物件外樹木の損傷等の届出）

第８条　乙は、次のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(1)　物件以外の樹木を損傷したとき。

(2)　物件の伐採、搬出その他作業の実行に伴って、県の施設又は第三者に損害を与えたとき。

（損害賠償）

第９条　乙は、前条の場合において、甲又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

（事故報告）

第 10 条　乙は、物件の伐採、搬出その他作業中に事故を起こしたときは、速やかに甲へ報告しなければならない。

（危険負担）

第 11 条　この契約の締結の日から物件の引渡しまでの間において、甲の責めに帰することのできない事由により物件が滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第 12 条　乙は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、甲に対して契約内容不適合を理由とする追完請求、売買代金の減額、契約の解除、損害賠償請求等をすることができない。

（延滞金）

第 13 条　乙は、その責めに帰する理由により支払期限内に契約金額を支払わないときは、遅延日数に応じ当該未払金額に対し年 14.6 パーセントの割合で計算した金額を、遅延利息として甲に支払うものとする。この場合、計算した金額が 1,000 円未満であるときは支払を要せず、その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第 14 条　甲は、次のいずれかに該当するときは、契約の解除又は打切り（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解除することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

(1)　乙が契約に違反し、その他不誠実な行為をしたとき。

(2)　乙が契約の履行能力を喪失したと認められるとき。

(3)　乙が契約の解除を申し出たとき。

２　甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4)　その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)　その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6)　下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7)　乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該

当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

3　前２項の場合において、既に乙に引き渡された物件のうち伐採未済の物件、現地から搬出されていない伐倒木及び第６条第１項の規定により乙が設置した施設の所有権は甲に帰属する。

（契約保証金の還付等）

第 15 条　乙は、第４条に規定する義務を履行したときは、甲に対して甲の指示する請求書により、契約保証金の還付を請求するものとする。

2　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

3　前条第１項及び第２項の規定により契約の解除若しくは打切りが行われ、又は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（契約外の事項）

第 16 条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

2　契約により甲乙協議して定める事項について協議が整わないときは、甲の定めるところによる。